

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3186号)

<目次>

1	諮問書	.....	1
2	申請概要	.....	2
3	改正案	.....	10

(公印・契印省略)

諮問第3186号  
令和6年10月2日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第32条第3号の規定による省令委任事項を定めるため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

# 電気通信事業法施行規則の一部改正について (「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加)

## 概要

---

令和6年10月2日  
総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部  
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:相田 仁 東京大学特命教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処に関しては、令和5年9月に第七次報告書を取りまとめて以降、トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等について検討を実施。検討の結果、次の事項について、トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性が示された。
  - 接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善命令の対象となる可能性があるとするのが適当。
  - 技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにするのが適当。
  - 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドラインの策定や所要の行政上の対応を行っていくのが適当。
- 今般、研究会においてとりまとめられた第八次報告書(令和6年9月12日(木)公表)を踏まえ、接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「省令」という。)の改正案を作成した。

## 改正事項

「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加 .....	2
【電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「省令」という。)の一部改正】	
参考資料 .....	4

# 改正案の内容

## 「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加

- 電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければならない。」(接続応諾義務)ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができる。
- 今般、接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、当該事業者の利用者との間で他社料金設定呼の利用量に応じて、金員等のインセンティブを支払う旨の契約(以下「他社料設呼インセンティブ契約」という。)を締結する場合等、接続協定の技術的・経済的事項に重大な違反を行っており、改善を行わない場合に限定して、省令に規定する「正当な理由」に追加することとする。

### 省令改正案【施行規則】

#### ●電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。
- 三 **電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと(第一号に掲げる理由を除く。)**

※参考

#### ●電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

### 規定の趣旨

- ・他社料設呼インセンティブ契約については、個々の事案について、客観的な事実に基づき、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できる場合については、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」があるとして、現行の電気通信事業法第32条第2号に該当し、接続拒否を行うことが可能である。
- ・一方、他社料設呼インセンティブ契約の締結が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合(損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合)には、ただちに接続拒否を行うことはできず、救済範囲に一定の限界があるという(業務改善命令や裁定による事後的な救済は可能)という課題が存在する。
- ・このため、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において、技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合に限定し、接続拒否を行う正当な理由に追加するものである。

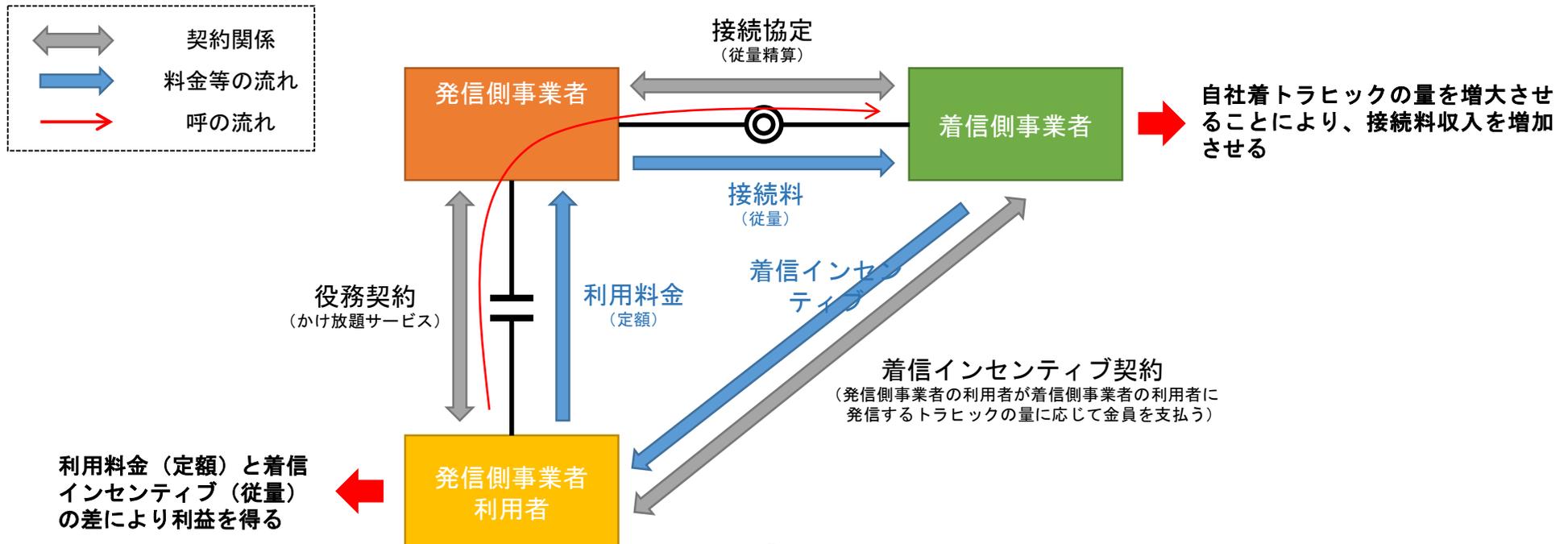


# 参 考

---

- 音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。
- トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。
  - ・ 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
  - ・ 接続協定の一方の事業者（以下「着信側事業者」）が、協定の相手方事業者（以下「発信側事業者」）の利用者（通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用）との間で「着信インセンティブ契約」（当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約）を締結することにより、
  - ・ 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
  - ・ なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

## <典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの>



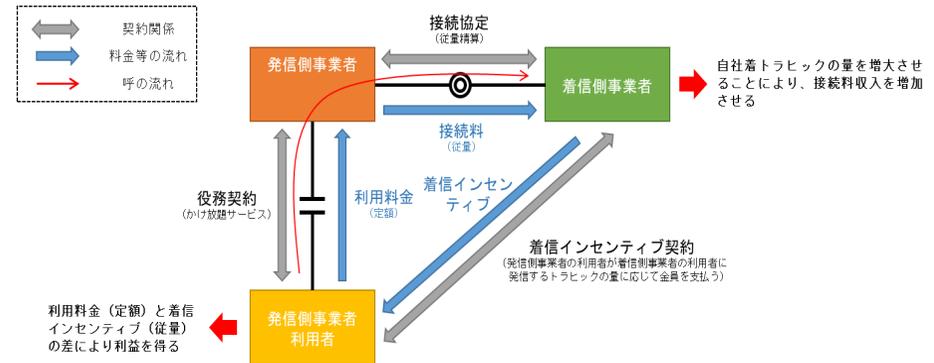
- 電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければならない。」(接続応諾義務)ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができる。
- 接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、当該事業者の利用者との間で他者料金設定トラヒックの量に応じて、金員等のインセンティブを支払う旨の契約(以下「他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」という。)を締結する場合については、個々の事案について、客観的な事実であること、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できる場合については、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」があるとして、現行の電気通信事業法第32条第2号に該当し、接続拒否を行うことが可能である。
- 一方、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の締結が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合(損失の規模が経営に著しい支障を与えると言えない場合)には、ただちに接続拒否を行うことはできず、救済範囲に一定の限界がある(業務改善命令や裁定による事後的な救済は可能)という課題が存在する。
- このため、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において、技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合に限定し、正当な理由に追加してはどうか。

- 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備(※)を用いた「卸役務」に関するルール<sup>1</sup>の在り方等を検討。(※)NTT東日本・西日本、MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)等のネットワーク。
- 令和5年9月に第七次報告書を取りまとめて以降、次の①～⑨の事項について、令和6年6月までフォローアップ・検討を実施。これらの結果等について、第八次報告書として取りまとめ。

## ①「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

- ・ トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等について検討。
- ⇒ 接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善命令の対象となる可能性があるとすることが適当。
- ・ 技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であつて、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすることが適当。
- ・ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドラインの策定や所要の行政上の対応を行っていくことが適当。

(参考)典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの



## ②モバイル接続料のさらなる適正化の推進

- ・ モバイル接続料費用配賦WGにおいて、音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦見直し、見直しの適用時期、激変緩和措置等について検討。
- ・ 令和5年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性の確保について検討。
- ⇒ 特に、5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いについて、次の事項を整理。
  - ・ データ接続料について、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めることが適当。試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、一体算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当。その際、費用配賦見直しの激変緩和措置を踏まえ、少なくとも令和8年度接続料から、一体算定とする方向で検討することが適当。
  - ・ 音声接続料については、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G(SA方式)に係る資産及び費用について音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期に共通的な考え方を策定し、適用することが適当。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十二条第三号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)</p> <p>第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと(第一号に掲げる理由を除く。)</p>	<p>(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)</p> <p>第二十三条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。